

3) ため池の貯留機能の強化

ため池については、洪水吐や取水施設の改良などにより、雨水貯留の取組を実施している。（直谷池、奥山田池、奥山池、大町大池、タチャ池）

表 3-8 ため池改修に合せた事前放流設備の整備の状況

河川名	ため池名	管理者名	市町名
円山川 (東河川)	直谷池	久田和区	朝来市 和田山町久田和
円山川 (八木川)	奥山田池	大井奥山田溜池水利 組合	養父市 八鹿町高柳
岸田川 (久斗川)	奥山池	正法庵区	新温泉町市 正法庵
円山川 (東河川)	大町大池	夜久野高原 土地改良区	朝来市 和田山町白井
岸田川 (春来川)	タチャ池	春来区	新温泉町 春来字タチャ

表 3-9 但馬県民局管内の農業用ため池数（単位；カ所）

市町名	ため池数		
		特定ため池	特定ため池以外
豊岡市	41	27	14
香美町	20	7	13
新温泉町	48	25	23
養父市	28	20	8
朝来市	49	34	15
合計	186	113	73

※1 特定ため池：ため池の保全等に関する条例第2条6号に定めるかんがい面積 0.5ha 以上の農業用ため池

※2 出典：兵庫県農地整備課調べ（2024（令和6）年9月現在）



直谷池（改修時に事前放流孔を設置）

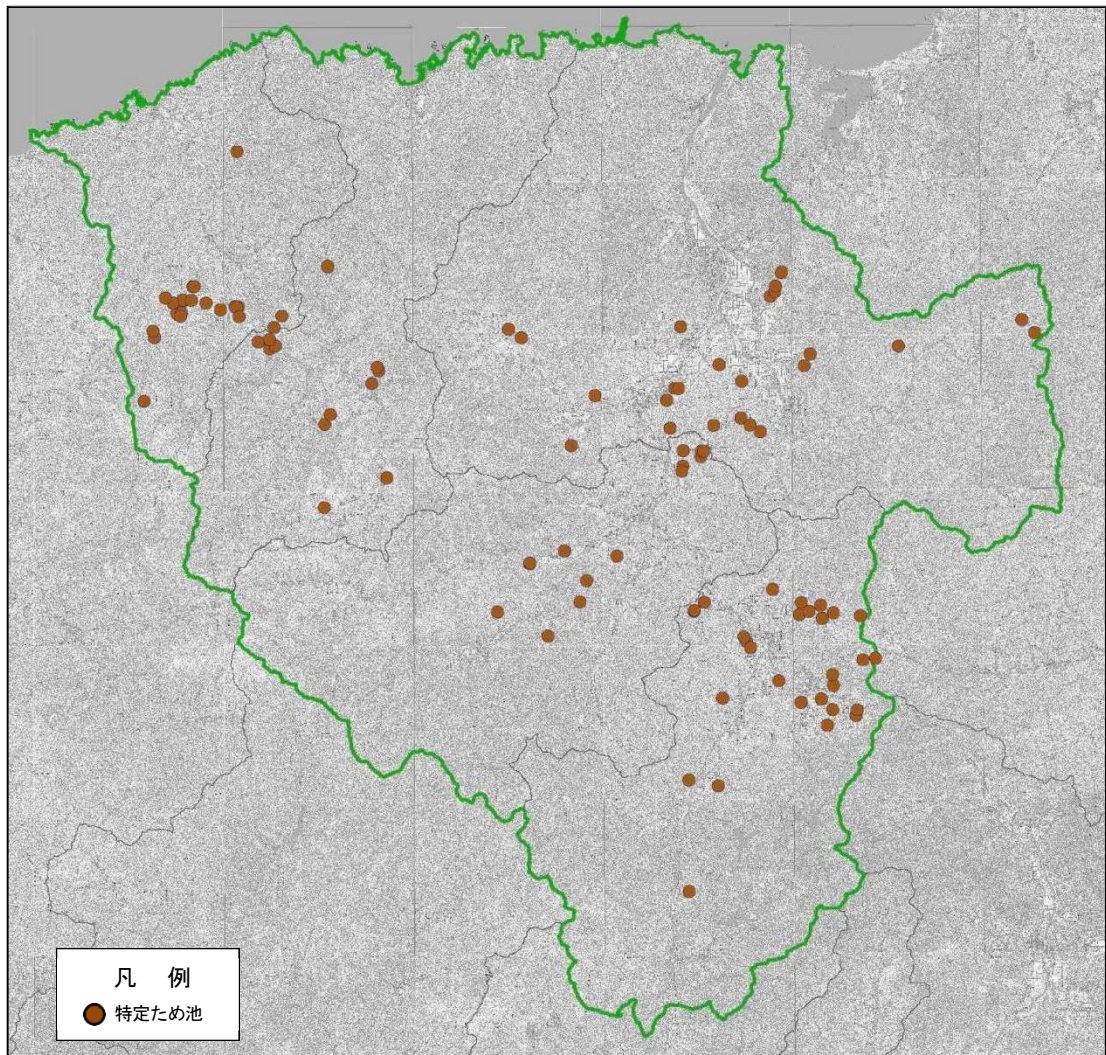


図 3-20 但馬地域における 特定ため池の分布状況

4) 農地等への雨水貯留

農地（水田）面積、農地を活用した雨水流出抑制に取り組んでいる。また、田んぼダム取組として、セキ板配布、設置啓発を進めている。

表 3-10 ほ場整備済水田面積

市町名	面積 (ha)
豊岡市	3,267
香美町	447
新温泉町	485
養父市	883
朝来市	1,371
合 計	6,453

出典：兵庫県農地整備課調べ（2023（令和5）年3月末現在）



セキ板の設置（朝来市）



セキ板の設置（香美町）

図 3-21 セキ板の設置

表 3-11 田んぼダム実施地域一覧（豊岡市、香美町、新温泉町）

市町名	実施主体	配布数
豊岡市	太田水土里の会	105
	大谷ふる里の会	111
	大河内資源保全会	39
	主計の郷	16
	中畑山農水環	15
	小谷創造委員会	20
	金剛寺・山本農地水保全協議会	148
	加陽保全の会	24
	倉見環境を守る会	60
	日高町堀環境保全会	55
	奈佐路を守る会	22
	栄町環境グループ	25
	高龍寺保全隊	19
	野上農地ふるさと会	93
	野垣水土里会	20
	宮内環境ネット	106
	ひぼこの大地を守る会	16
	床尾ふるさと保全隊	36
	矢根区環境保全会	154
	栗尾環境保全会	6
	東里農地保全組合	61
香美町	下村だんだん	30
	日向農地保全会	10
	森・農地・水・守る会	13
	山田の環境を守る会	13
新温泉町	板仕野農地水環境保全活動組織	16
	平野地区資源保全会	61
	井土地域農地・水・環境保全活動組織	62
	千谷地区活動組織	13
	二日市環境保全会	111
	七釜地区活動組織	46
	指杭地区環境保全会	10
	赤崎農地・水・環境向上推進委員会	6
	前地区活動組織	13
	千原活動組織	5
	奥町二又江川地区環境保全会	206
	照来土地改良区を中心とした地域資源保全会	12
	辺地地域資源保全会	103
	海上地区活動組織	47

※全県対象の「田んぼダムセキ板 1000 枚配布大作戦」の但馬管内実施団体

※令和 6 年 3 月末時点

表 3-12 田んぼダム実施地域一覧（養父市、朝来市）

市町名	実施主体	配布数
養父市	宿南農地水環境保全会	57
	高柳広域水土里会	158
	樽見農地水保全会	58
	稲津農地水環境保全組合	36
	米里農地・水・環境保全隊	28
	中米地農地水環境保全会	28
	夏梅農地環境保全会	37
	外野・草出中間組合	30
	浅間区環境推進協議会	26
	大藪農地保全の会	14
	馬瀬農地水環境保全組合	76
	大杉環境保全推進協議会	30
	万久里農地水環境保全会	20
	吉井農地水環境組合	20
	夏梅農地環境保全会	15
朝来市	林垣農地・水・環境保全会	109
	柴美土里会	90
	カヤグロ揚水農地・水・環境保全会	59
	和賀農地、水、環境保全会	20
	川上農会	10
	野間地区環境保全会	16
	殿地区農地・水・環境保全会	151
	納座農地・水・環境保全会	106
	中田路エコ会	51
	土肥環境保全会	10
5 市町計		3, 183

※全県対象の「田んぼダムセキ板 1000 枚配布大作戦」の但馬管内実施団体

※令和 6 年 3 月末時点

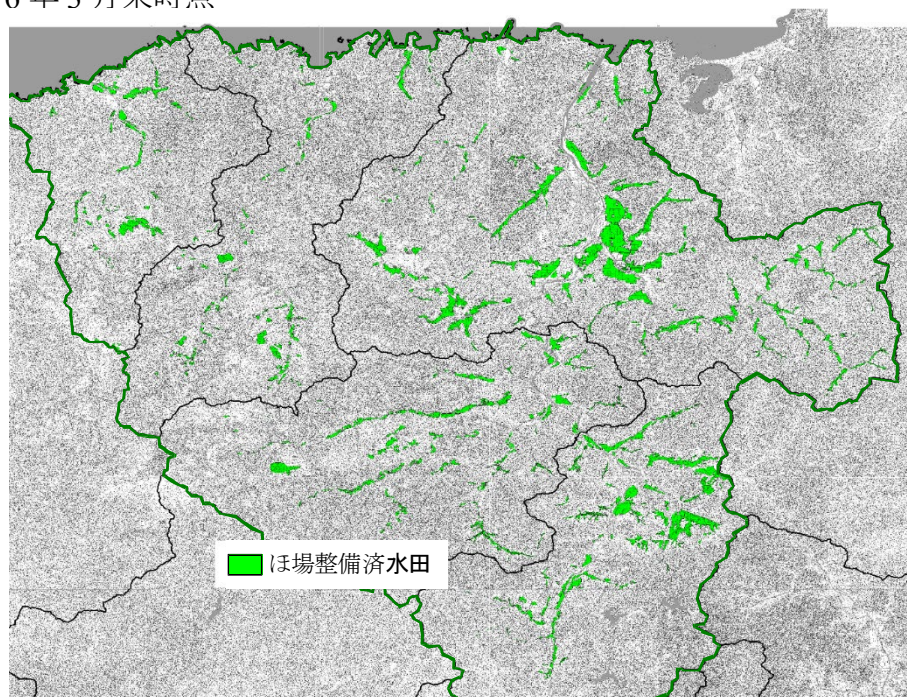


図 3-22 但馬地域におけるほ場整備済水田の分布状況

(3) 貯水施設の雨水貯留容量の確保

① 利水ダム・多目的ダムの活用

朝来市の与布土ダムと大路ダム、豊岡市の但東ダムでは、事前放流により、利水容量の治水活用に取り組んでいる。この取組により、大雨が降ったときに水が貯められる容量を最大で与布土ダムでは 70.8 万 m^3 、大路ダムでは 29.7 万 m^3 、但東ダムでは 41 万 m^3 確保する。



図 3-23 与布土ダム



図 3-24 大路ダム



図 3-25 但東ダム

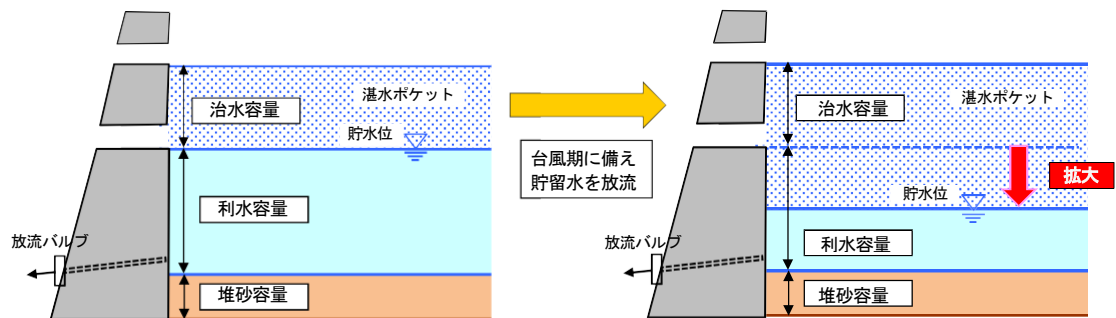


図 3-26 ダム最大活用のイメージ

② ため池の活用

管理者の同意を得て指定貯水施設として指定したため池について、ため池の事前放流により大雨の前に貯留水を放流し、雨水貯留容量を確保することで、ため池下流への流出量を人為的に低減させて排水路や川の溢水による家屋・農地などの浸水被害を軽減している。

表 3-13 指定貯水施設の指定状況

指定年度	河川名	ため池名	管理者名	市町名
R2	岸田川 (久斗川)	奥山池	正法庵区	新温泉町 正法庵字奥山
	岸田川 (照来川)	空田池	南地区ほ場整備 組合	新温泉町 塩山字空田
R3	円山川 (浅間川)	峠下池	浅間区	養父市 八鹿町浅間字峠
	円山川 (浅間川)	峠上池	浅間区	養父市 八鹿町浅間字峠
R4	円山川 (三保川)	泉池	泉池水利組合	朝来市 山東町越田字尾花
R5	岸田川 (春来川)	タチヤ池	春来区	新温泉町 春来字タチヤ

(4) ポンプ施設との調整

雨水排水に関するポンプ施設の一覧を表 3-14 に示す。また、排水ポンプの運用に関する市町の考え方を表 3-15 に示す。

表 3-14 雨水排水に係るポンプ施設数一覧（内水排除施設のみ）

番号	ポンプ場名	所在地	管理者	放流先	台数	1 台あたり 排水能力 (m³/s)	合計 排水能力 (m³/s)
1	若松小田井ポンプ	豊岡市泉町27	豊岡市	雨水管路	2	0.116	0.232
2	1号正法寺ポンプ	豊岡市高屋648	豊岡市	前川水路	3	0.183	0.550
3	2号正法寺ポンプ	豊岡市正法寺590	豊岡市	前川水路	3	0.183	0.550
4	西宮川ポンプ	豊岡市正法寺140	豊岡市	前川水路	2	0.066	0.133
5	一日市排水機場	豊岡市一日市	豊岡市	奈佐川	2	4.830	9.660
6	上庄境排水機場	豊岡市百合地	豊岡市	六方川	2	0.427	0.854
7	荒原排水機場	豊岡市香住	荒原土地改良区	穴見川	2	1.265	2.530
8	田鶴野排水機場	豊岡市赤石	田鶴野東部土地改良区	田鶴野排水路	1	3.610	3.610
9	田鶴野第2排水機場	豊岡市赤石	田鶴野東部土地改良区	田鶴野排水路	1	2.750	2.750
10	桃島雨水ポンプ場	豊岡市城崎町桃島	豊岡市	円山川	3	1.400	4.200
11	山本第一雨水幹線ポンプ場	養父市八鹿町下網場514	養父市	八木川	3	0.750	2.250
12	京口排水機場	養父市八鹿町八鹿1871-5	養父市	八木川	2	0.420	0.830
13	立ノ原雨水ポンプ場	朝来市和田山町立ノ原1-4	朝来市	円山川	4	0.283	1.133
14	福田排水機場	豊岡市福田	豊岡市	奈佐川	2	1.55	3.1



図 3-27 一日市排水機場（豊岡市、2001（平成13）年完成）

表 3-15 ポンプ施設（内水排除施設のみ）の運用に関する各市町の考え方

市 町 名	ポ ン プ 場 名	各団体のポンプ施設の 操作に関する考え	備 考
豊 岡 市	一日市排水機場	操作規則に基づき円山川の水位と内水位を考慮して稼働。	豊岡市 コウノトリ 共生部農林 水産課
	田鶴野排水機場		
	田鶴野第2排水機場		
	荒原排水機場	操作規則がないため今後操作規則を設けていく。	
	上庄境排水機場		
	桃島雨水ポンプ場	内水位感知による自動運転であり、外水位による自動停止機能は無いが、緊急時の操作員の派遣体制を確立しており、周辺状況を勘案しながら適切な対応を可能としている。 操作規則を平成29年度に作成。	豊岡市 上下水道部 下水道課
	若松小田井ポンプ	水位感知による自動運転であるが、外水位による自動停止機能の装置は設置されていないため、状況に応じてポンプ停止を行っている。	豊岡市 都市整備部 建設課
	1号正法寺ポンプ		
	2号正法寺ポンプ		
	西宮川ポンプ		
	福田排水機場	操作規則に基づき円山川立野水位観測所の水位と内水位を考慮して稼働。	
養 父 市	山本第一雨水幹線ポンプ場	操作規則はないが、外水位と内水位を見ながら手動で水門の開閉やポンプ操作を行っている。今後は操作規則を設けていく。	養父市 まち整備部 建設課
	京口排水機場		
朝 来 市	立ノ原雨水ポンプ場	2015（平成 27）年3月完成。水位を見ながら手動で水門の開閉を行っていく。 操作規則に基づき円山川の水位と内水位を考慮して稼働。	朝来市 都市環境部 都市開発課
香 美 町	ポンプなし	—	—
新温泉町	ポンプなし	—	—

(5) 森林の整備及び保全

森林の整備及び保全に関するこれまでの取組を以下に示す。

表 3-16 森林の整備及び保全に関するこれまでの取組一覧

主体	これまでの取組
県	森林保全、回復と再生を目指し、平成 14 年度から「新ひょうごの森づくり」を進めている。現在は第 3 期対策（令和 4 年～13 年度）。
	平成 18 年度から県民緑税を活用し、「災害に強い森づくり」（災害緩衝林の造成等）を進めている。現在は第 4 期対策（令和 3 年～7 年度）。

表 3-17 計画区域内の民有林面積

市町名	民有林面積 (ha)
豊岡市	54,513
養父市	34,320
朝来市	33,186
香美町	29,646
新温泉町	18,701
合計	170,365

出典：「兵庫県林業統計書（令和 4 年度）」
（令和 6 年 3 月発行）



図 3-28 下層植生の回復した間伐実施林
（新ひょうごの森づくりホームページより）

表 3-18 間伐、里山林整備、「災害に強い森づくり」整備実施面積

項目		但馬県民局管内での 整備実施面積(ha)	備考
新ひょうご の森づくり	間伐の実施面積	49,299	H14～R5の合計値
	里山林の整備面積	2,495	H14～R5の合計値
災害に強い 森づくり	第1期対策 (H18-H22)	8,344	
	第2期対策 (H23-H27)	4,328	
	第3期対策 (H28-R2)	3,244	
	第4期対策 (R3-R7)	1,160	R3～R4の合計値
合計		68,870	

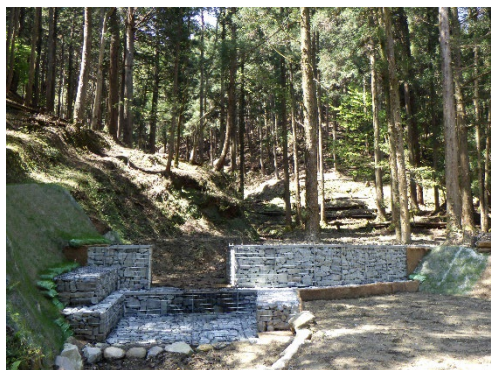


図 3-29 豊岡市における緊急防災林整備事業（溪流対策）の取組事例



整備前



整備後

図 3-30 養父市における里山防災林整備の取組事例

3.3 減災対策

(1) 浸水が想定される区域の指定・県民の情報の把握

1) 水害リスクを知るツールの整備

水害を知るツールの事例として防災ブック、兵庫県 CG ハザードマップ及び水害を知るツールに関するこれまでの取組を以下に示す。

表 3-19 浸水が想定される区域の指定・県民の情報の把握に関する取組一覧

実施主体	これまでの取組	実施内容
豊岡市・国・県	災害を伝える取組	・台風23号メモリアル防災学習会の実施（年1回） ・防災ワークショップ・地域防災学習会の実施
国	水防法の改正に伴う洪水浸水想定区域図の作成	・H28公表
県	水防法改正に伴う洪水浸水想定区域の指定	・想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域の公表
	兵庫県 CG ハザードマップによる情報提供	・自然災害による浸水想定区域や危険箇所を地図上で確認できるHPを公開
	避難判断水位・氾濫危険水位等の見直し	・3河川
豊岡市	ハザードマップの作成・配布	・1/100の規模の降雨時に堤防が決壊した場合の家屋倒壊危険区域や想定浸水深、土砂災害警戒区域、指定緊急避難場所の位置などの防災情報を記載したマップの作成・配布
	避難行動指針の作成	・想定される浸水深等に応じて市民の避難行動（水平避難、垂直避難）を示したものを防災マップ活用手引きの中に掲載
	まるごとまちごとハザードマップ①	・台風23号時の浸水実績を示す標柱を設置（41箇所）
	まるごとまちごとハザードマップ②	・既設の台風23号浸水標柱41本（上記①）及び市内の主な公共施設（小中学校、地区公民館等）の避難所表示板に「地点標高」表示板を新たに設置（108箇所）
	災害を伝える取組	・台風23号メモリアル写真展の実施 ・市内全ての学校園でメモリアル防災授業の実施
	簡易雨量計の配布	・H26に雨量計の配布を実施、H27以降は市ホームページ等で製作方法を公開
養父市	ハザードマップの作成・配布	・浸水想定区域図をもとに避難所の位置などの防災情報を記載したマップの作成・配布
	簡易雨量計の配布	・現地連絡員に配布、現地連絡員からの連絡体制
朝来市	ハザードマップの作成・配布	・浸水想定区域図をもとに避難所の位置などの防災情報を記載したマップの作成・配布
香美町	ハザードマップの作成・配布	・浸水想定区域図をもとに避難所の位置などの防災情報を記載したマップの作成・配布
新温泉町	ハザードマップの作成・配布	・浸水想定区域図をもとに避難所の位置などの防災情報を記載したマップの作成・配布

① 浸水想定区域の指定等（国・県）

国は、2015（平成 27）年の水防法の改正に伴い、円山川水系円山川、出石川、奈佐川の直轄区間において、想定最大規模降雨による洪浸水想定区域図を作成し、2016（平成 28）年 6 月に公表した。また、氾濫の浸水継続時間や家屋倒壊等氾濫想定区域図についても公表している。

県は、水防法の規定に基づき、計画区域内のすべての県管理河川について、計画規模降雨による浸水想定区域図を作成・公表し、「CG ハザードマップ（兵庫県 地域の風水害対策情報）」に掲載し、県民への周知に努めている。また、2015（平成 27）年には水防法が改正され、想定最大規模降雨による浸水想定区域図の作成・公表が義務づけられ、令和 3 年までにその他全ての県管理河川についても作成した。CG ハザードマップに順次追加している。

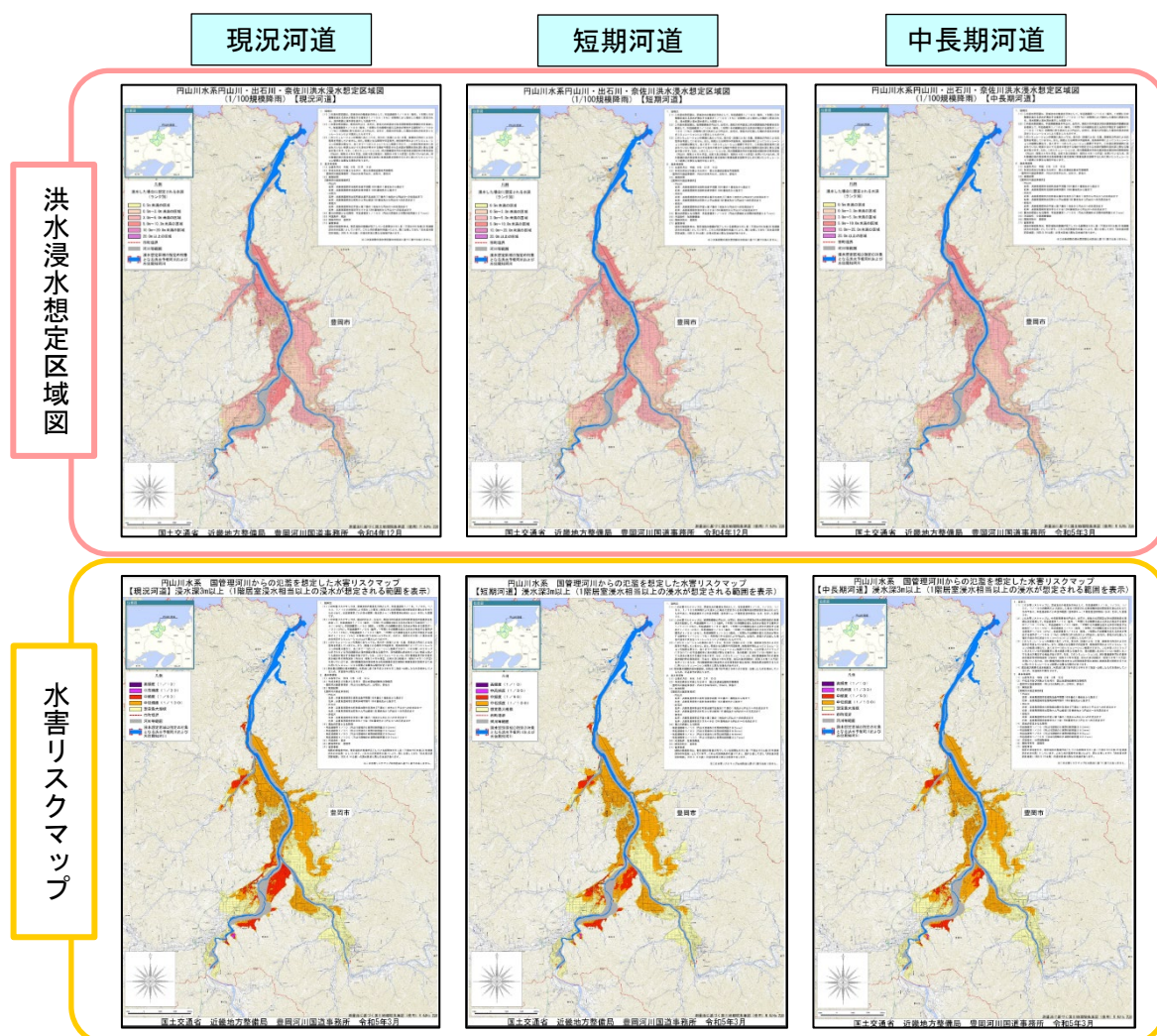


図 3-31 円山川水系円山川・出石川・奈佐川洪水浸水想定区域図（1/100 規模）
および水害リスクマップ（浸水深 3m 以上）
（豊岡河川国道事務所）

② 兵庫県 CG ハザードマップによる情報提供

県は、兵庫県 CG ハザードマップにおける浸水実績等の情報更新、表示画面や操作についての機能の追加を行い、県民に浸水等に関するよりわかりやすい情報の提供体制の充実に努める。



図 3-32 兵庫県 CG ハザードマップ

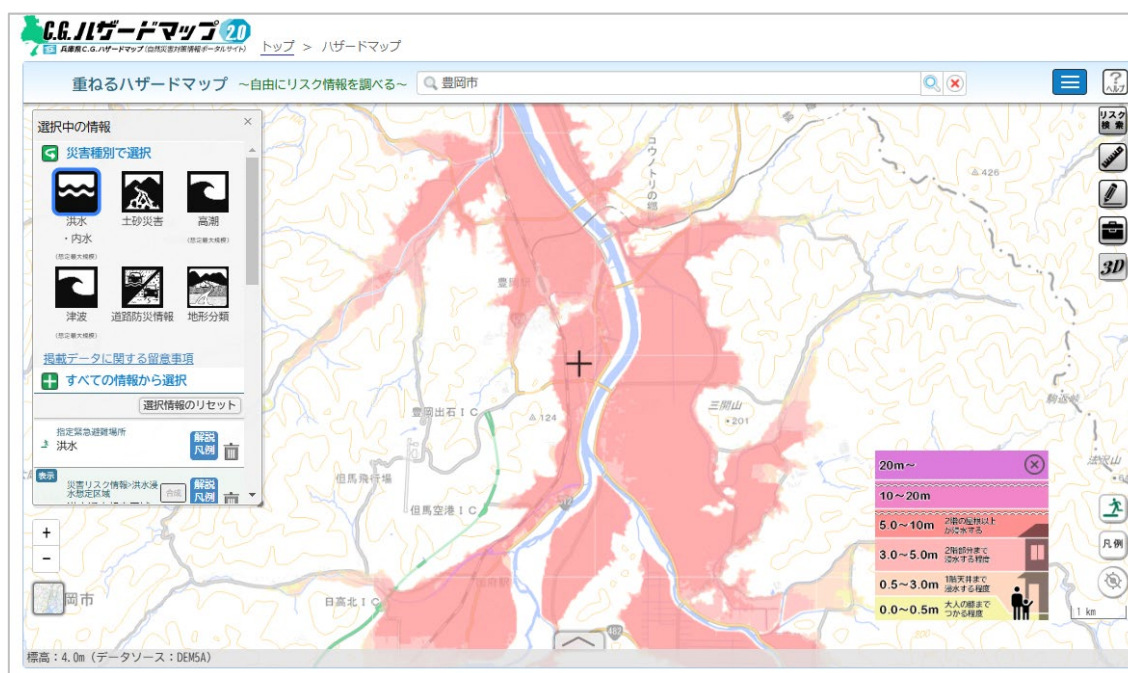


図 3-33 兵庫県 計画区域の一部（豊岡市中心部付近）の洪水・内水情報
(CG ハザードマップ)

(<https://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/cg-hm/>)

※兵庫県 CG ハザードマップ：県民の防災意識の向上を図り、災害時に県民がより的確に行動できることを目指して、洪水、津波、高潮による浸水想定区域、土砂災害危険箇所、避難時に必要な知識などの情報を、CG 等を用いて兵庫県が作成した防災関連情報集。サイトは防災情報マップと防災学習から構成され、兵庫県のホームページで公開している。

③ ハザードマップの作成・配布

市町は、CG ハザードマップの周知に取り組むとともに、国や県から提供される「洪水浸水想定区域図」をもとに、これに避難所の位置などの防災情報を記載した「ハザードマップ」を作成し住民に配布している。また、市町は想定最大規模降雨による浸水想定区域図を踏まえたハザードマップを作成し住民に配布している。



図 3-34 計画区域のハザードマップ・防災マップ

表 3-20 計画区域の自治体におけるハザードマップ公表・更新年月

市町名	ハザードマップの公表年月	ハザードマップの更新年月
豊岡市	2006（平成18）年 6月	2022（令和 4）年 3月
養父市	2007（平成19）年 6月	2021（令和 3）年 2月
朝来市	2007（平成19）年 5月	2021（令和 3）年 6月
香美町	2009（平成21）年11月	2021（令和 3）年 5月
新温泉町	2007（平成19）年 3月	2021（令和 3）年 3月

出典：各市町ホームページ

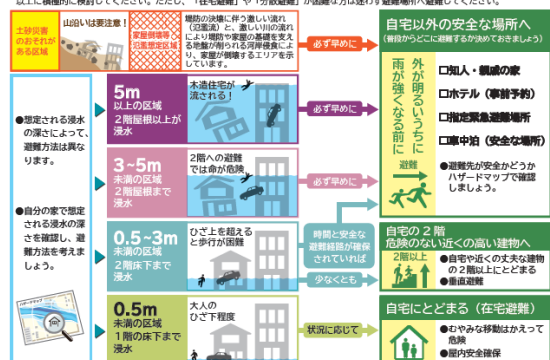
豊岡市では、想定される浸水深等に応じて市民の避難行動（水平避難、垂直避難）を示したものを防災マップ活用手引きの中に掲載している。

市では避難情報をさまざまな手段でみなさんに伝達します。危険な場所にいる方は「警戒レベル3」や「警戒レベル4」で、地域のみなさんと声をかけあって、安全・確率に避難しましょう。

※状況が急変すれば、市の指定緊急避難場所が開設されていない場合でも緊急時には避難情報を発令します。

【避難】とは「難」を「遊」に
市の指定緊急避難場所（以下、

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されるなか、避難場所が過密状態になることを防ぐため、十分な感染リスクを負ってまで避難場所に行く必要はありません。安全な自宅、親戚や友人の家に十分に滞在し、必要に応じて避難場所へ行くことが望ましいです。また、避難場所へ行く場合は、避難場所の状況や避難方法について事前に確認し、避難場所へ行く際の感染リスクを減らすための対策を講じてください。ただし、【在宅避難】や【分散避難】が困難な方は迷わず避難場所へ避難してください。



【浸水想定】

1年間に発生する確率が1/100程度（河川により1/100～1/30）の降雨（計画規模降雨）により、假に堤防が決壊（破堤）した場合や川の水が堤防などを乗り越えてあふれ出した場合（越水・溢水）の、浸水域の広がりや浸水深の変化を示すものです。想定した流域平均降雨量は次のとおりです。

- 円山川水系 327mm/48時間 (1/100年確率規模)
- 竹野川水系 215mm/24時間 (1/50年確率規模)
- 須井川水系 158mm/12時間 (1/30年確率規模)

シミュレーションでは、内水氾濫（川や海などへ排水できない水が溜まる現象）を想定していません。また、想定される降雨を超えた大雨となった場合には、氾濫する水の量が増えることにより、浸水域が広く・浸水深が大きくなる可能性もあります。

【想定最大規模確率降雨による災害想定】
想定最大規模降雨（1年間に発生する確率が1/1,000程度）による浸水想定は、この結果に基づき、図2に示す通りである。また、図3の浸水想定区域（注）は、図2の浸水想定区域と、河川が



【十砂災害】

土砂災害が発生する雨の程度は設定されていません。
市からの避難情報を待つのではなく、危険を感じたら避難を開始することを心掛けてください。

さい。

○自主避難の日安雨量

- 1 連続雨量が100mmを超え、かつ時間雨量が30mmを超えたとき。
- 2 連続雨量が150mmを超え、かつ時間雨量が20mmを超えたとき。
- 3 連続雨量が200mmを超え、かつ時間雨量が10mmを超えたとき。

【土砂災害（特別）警戒区域】

兵庫県では、土砂災害の危険性がある箇所について、土砂災害防止法に基づく調査を実施し、「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」を指定しています。

土砂災害警戒区域
(通称イエローゾーン)

土砂災害が発生した場合、住民等の生命・身体に被害が生じる恐れがある区域。傾斜地の地形、地質、土地利用状況など一定の要件を満たした区域に指定される。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）のう
ち、木造の建築物に被害が生じ、住民等の生命、身体に被害が生じる恐れがある区域と認められる区域。イエローゾーンよりも
厳格なエリアに指定される。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）のう
ち、木造の建築物に被害が生じ、住民等の生命、身体に被害が生じる恐れがある区域と認められる区域。イエローゾーンよりも
厳格なエリアに指定される。

土砂災害警戒区域は人家が一定数あるなどの一定の土地利用に基づいて基礎調査がされています。土砂災害警戒区域に含まれていなくても、土砂災害が発生する恐れがあります。

【行政区界】
行政区界は、公的なものではなく、区の本まかなエリアを示したものです。

自然災害に対しては、自らの判断で避難行動とすることが原則です。
防災マップと一緒に「避難行動判断フロー」を確認し、自宅や学校・職場等どのような危険があるのか

か、避難場所はどこなのか等について、あらかじめ確認・認識しておき、いざという時の避難行動について考えておきましょう。

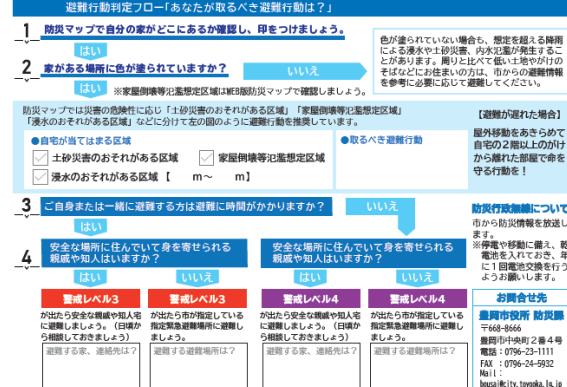


図 3-35 豊岡市の避難行動指針の作成に関する取組

⑤ まるごとまちごとハザードマップの取組

国、県及び市町は、過去の災害を忘れないために、さらに、災害発生時に安全にかつスムーズな避難行動につなげるために、公共施設等への実績浸水深や避難所の案内表示板の整備に取り組んでいる。

表 3-21 計画区域の自治体における実績浸水深表示板設置数

市 町 名	実績浸水深表示板の数	備 考
豊 岡 市	159 箇所	H27 事業完了
養 父 市	5 箇所	—
朝 来 市	0 箇所	—
香 美 町	0 箇所	—
新温泉町	2 箇所	—

出典：2018（平成 30）年 3 月、各市町へのヒアリング結果による



図 3-36 豊岡市のまるごとまちごとハザードマップの取組



図 3-37 実績浸水深表示板の事例（豊岡市内、国設置）



図 3-38 実績浸水深表示板の事例（自治体）

2) 浸水による被害の発生に係る情報の伝達

① 雨量や水位の情報提供（国、県）

国及び県は、県民が洪水時における避難のタイミングを的確に判断できるよう、雨量や河川水位のリアルタイム観測情報を県ホームページ「兵庫県 CG ハザードマップ（地域の風水害対策情報）」や国のホームページ「川の防災情報」等を通じて発信している。

また、県や市町は、地上デジタル放送やホームページ等において水位情報等を配信している。

更に、県は市町が住民に対して実施する避難指示等を的確に判断するために必要な情報提供の一環として、河川水位の予測、氾濫予測を実施し、その結果を「フェニックス防災システム」を通じて市町等の防災関係機関に提供している。

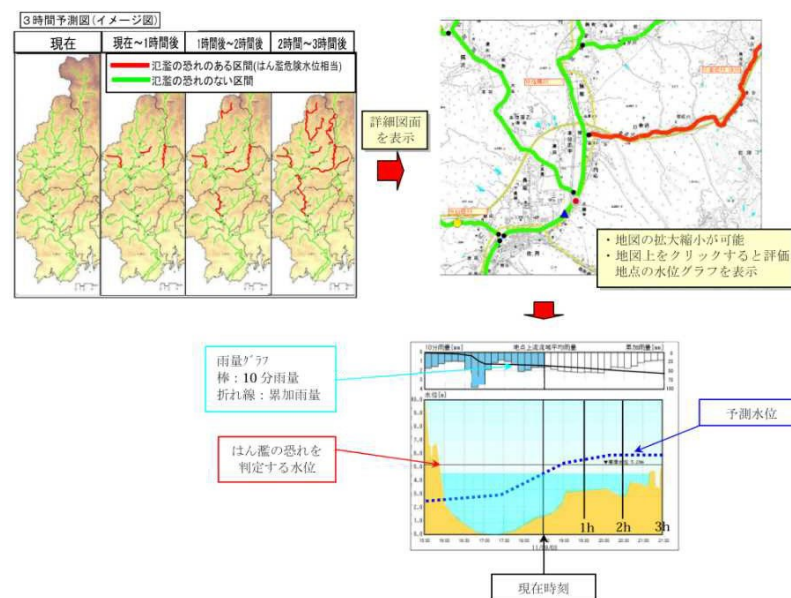


図 3-39 氾濫予測の例

※フェニックス防災システム：

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて整備されたもので、地震災害だけでなく、あらゆる災害に迅速に対応できる総合的な防災情報システムで災害情報や気象・水象観測情報の収集・提供、洪水等の予測情報を防災関係機関に提供し、迅速で的確な初動対応を支援するものである。県の関係機関をはじめ、市町、消防機関、警察、自衛隊、ライフライン事業者等に防災端末を設置して、関係機関との連携を強化するとともに、情報の共有化を図っている。

② 気象、避難に関する情報の提供（国、県、市町）

県及び市町は、携帯電話等のメール機能を利用した「ひょうご防災ネット」により、気象情報等の緊急情報や避難情報などを登録している県民に直接は配信するなど情報提供を行っている。県は、平成 29 年度に河川管理者より限られた時間のなかで、的確な情報提供を可能とするための市町とのホットライン及び避難指示の発令に着目したタイムラインを構築・作成している。

市町は、住民が避難行動等を適切に判断できるよう、気象情報や避難指示（緊急）等の情報を迅速かつ正確に伝達するため、防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット等のさまざまな媒体を活用し、積極的に情報発信を行っている。

さらに、市町は、ひょうご防災ネットの周知、登録促進について、広報誌、ホームページ、SNS ページに掲載したり、出前講座や防災イベント等で登録を呼びかけたりしている。

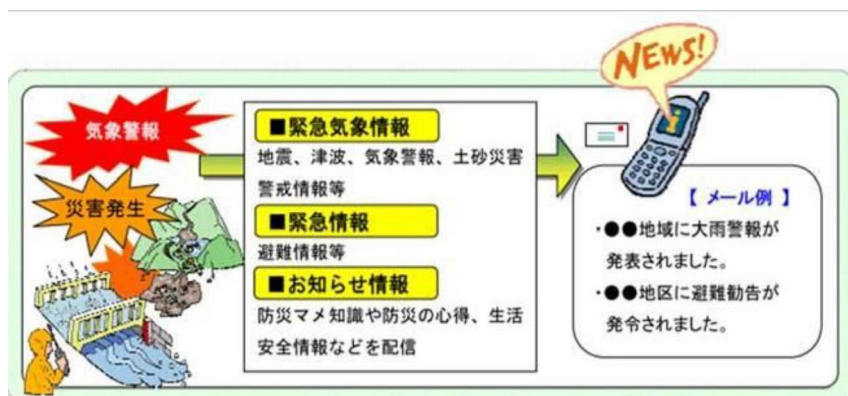


図 3-40 ひょうご防災ネットのイメージ

表 3-22 浸水による被害の発生に係る情報の伝達における主な取組一覧

主 体	これまでの取組
国	・「川の防災情報」等によるリアルタイム観測情報や河川監視画像の配信 ・国管理の洪水予報河川で、洪水予報の発表の際に6時間先までの予測水位の提供の開始（R3.6から） ・現状の情報提供ツール（情報サイト、ホームページ等）の実効性の検証と改良
県	・兵庫県河川監視システムによる雨量・水位情報の発信 ・フェニックス防災システムによる河川水位・氾濫予測の実施と市町への情報提供 ・水位観測所や主要な橋梁の橋脚等における水位の危険度レベルの色分け表示 ・道路アンダーパス部における冠水情報板、注意看板、水深表示板の設置 ・「ひょうご防災ネット」による情報発信 ・水位周知河川の水害対応タイムラインを策定 ・水位周知河川の沿川市町と河川管理者においてホットラインを構築
市町共通	・避難の準備・行動を促す情報提供※
豊岡市	・河川内に市独自の河川水位標示板を設置 ・道路アンダーパス部冠水情報表示板の設置
養父市	・市独自の河川監視カメラを設置し、市ホームページ及び CATV で映像配信 ・市独自の小型気象計を設置 ・雨量情報の現地連絡員（スポッター）の配置
朝来市	・道路アンダーパス部水深表示版の設置 ・市独自で設置した雨量計の雨量情報をホームページで発信
香美町	・河川内に町独自の河川水位標示板を設置 ・屋外拡声子局を設置し、風水害や津波災害時における避難誘導を強化

※防災行政無線または CATV、ホームページ、メール機能（ひょうご防災ネット）による

(2) 浸水による被害の軽減に関する学習

1) 人材の育成

人材育成に関する取組事例及び人材育成に関するこれまでの取組を以下に示す。

表 3-23 人材の育成に関する取組一覧

主体	これまでの取組
県	自主防災組織交流大会の開催
	「但馬地域ひょうご防災リーダー講座」(H27,H30,R3)を実施(1回/4年)
	防災サバイバル講座を実施
豊岡市	出前講座を実施
	コミュニティFM局と連携した情報発信
養父市	児童・生徒等を対象とした防災学習会等の実施(1回/年)
朝来市	区長や防災委員を対象とした講演会等の実施(1回/年)
新温泉町	出前講座を実施(数回/年)

令和5年度 ひょうご防災リーダー養成講座

自然災害は、自然現象により引き起こされるものです。地震、豪雨、台風などそれぞれのハザードが、被害を伴う災害となるのか、被害が発生しても最小限に抑えることができるのかは私たち次第です。現在、地球温暖化が進んでおり、今後数十年以上にわたり豪雨や台風などのハザードが増加すると予想されます。また、日本だけでなく、世界中に地震も頻発しています。さらに、近年、雨量増大などによる土砂災害も多発しています。南海トラフ地震や首都直下地震の発生確率が高まる中、令和2年から私達の生活に影響を与えた新型コロナウイルス感染症での避難所運営も想定されるところです。

こうしたことを踏まえ、今後発生する様々な自然災害や防災事故等の大規模事故、また、市民レベルで考えなければならない感染症対策にも焦点を当て、人命の安全を第一に考え、行政はもとより市民一人ひとりの防災への取り組みをより一層促進させる必要があります。このように、この講座は、地域防災の担い手である自主防災組織等のリーダーの育成を目的とした「令和5年度ひょうご防災リーダー養成講座」を9月から12月まで、計7日間開講します。

日程：
1回 [9月9日～10日(土日)]、
2回 [9月30日～10月1日(土日)]、
3回 [11月11日～12日(土日)]、
4回 [12月3日(日)]

会場：兵庫県広域防災センター
募集人員：120名(宿泊50名、日帰り70名)
募集期間：令和5年7月24日(月)午前0時～定員に達し次第終了
料金：受講料は無料、食事は有料、宿泊は有料(希望者のみ)

受講対象：兵庫県在住・在勤・在学(高校生以上)で、現在又は今後、自主防災組織で活躍され、自らの地域で積極的に地域防災の担い手として活動しようとする方
※過去に本講座を修了し、既に「ひょうご防災リーダー」の称号が授与された方は応募することができません

修了要件：
○ 合計21時間を受講できる方(初日と最終日は必ず受講すること)
○ 11月12日までに履修確認レポートを提出できる方(後日配布)
○ 11月12日までに修了検定試験の修了証を提出できる方
(有効期間は令和2年12月1日から令和5年12月1日まで、大人の心臓蘇生法及びAEDの使い方3時間コース)

修了すると：知事名の修了証と「ひょうご防災リーダー」の称号が授与され、地域防災の担い手として活動していただきます。さらに、日本防災士機構が認定する防災士の受験資格が付与されます。また、居住地(又は勤務地)の住民局、市町に修了者名簿を交付し、活動機会を提供します。

申込方法：インターネットにて、広域防災センターの「ひょうご防災リーダー講座」のページからお申込みください。※事前に申込書を確認できます

お問い合わせ：〒673-0516 三木市志染町御座1-19 兵庫県広域防災センター 防災教育担当
電話：0794-87-2929(総合) 0794-87-2928(防災教育)



図 3-41 ひょうご防災リーダー講座

図 3-42 学校での出前講座

2) 研修の充実

研修の充実に関するこれまでの取組を以下に示す。

表 3-24 研修の充実に関する取組一覧

主体	これまでの取組
県・市	市町職員や消防団等を対象とした水防技術講習会を開催
県	但馬地区防災教育研修会

(3) 浸水による被害の軽減のための体制の整備

1) 水防活動体制の強化

県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有し、市町や防災関係機関と水防に関する相互の情報共有や連携強化を図っている。

市町は、要支援者情報の把握、避難支援等関係者による支援体制の整備、福祉避難所との協定締結の推進などを行っている。

水防活動の担い手となる消防団等の現状は以下の表のとおりであり、団員数は近年横ばい傾向にある。

表 3-25 計画区域内の各市町における消防団数及び団員人数

市町名	消防団数	消防団所属人数（人）
豊岡市	6	1,977
養父市	1	1,194
朝来市	1	951
香美町	1	901
新温泉町	1	689
合計	10	5,712

出典：2021（令和3）年4月、（公財）兵庫県消防協会の資料による



豊岡市・国・県合同

図 3-43 六方河川防災ステーションで行われた水防演習（月の輪工法）

2) 訓練の実施

訓練の実施に関するこれまでの取組を以下に示す。

表 3-26 訓練の実施に関するこれまでの取組一覧

主体	これまでの取組
国	市町の水防訓練との連携
	水防連絡会の開催（1回／年）
県	水防連絡会の開催（1回／年）
	市町との合同防災訓練の実施
豊岡市	市民参加の防災訓練の実施（1回／年）
	総合防災訓練の実施（参加者：市民、自主防災組織、消防団、自衛隊、海上保安庁、警察署、協定締結団体等）（1回／2年）
豊岡市、国、県	台風23号メモリアル水防訓練の実施（1回／年）
養父市	市民参加の防災訓練の実施（1回／年）
朝来市	市民参加の防災訓練の実施（1回／年）
香美町	総合防災訓練の実施（参加者：市民、自主防災組織、消防団、自衛隊、警察署、社会福祉協議会、ガス協会等）（1回／年）
新温泉町	自主防災組織における訓練の実施（1回／年）



朝来市



新温泉町



香美町



養父市

図 3-44 防災訓練の実施の様子

3) 自助の取組の推進

① 自主防災マップの作成・支援

自助の取組として、手作りハザードマップの作成状況、利活用及び啓発に関するこれまでの取組を以下に示す。

表 3-27 計画区域の防災マップ作成状況

市 町 名	自治会数	自主防災マップ作成済み自治会数
豊岡市	359	59
養父市	154	154
朝来市	159	39
香美町	119	119
新温泉町	63	1



図 3-45 豊岡市三方地区（コミュニティ三方）での住民ワークショップ

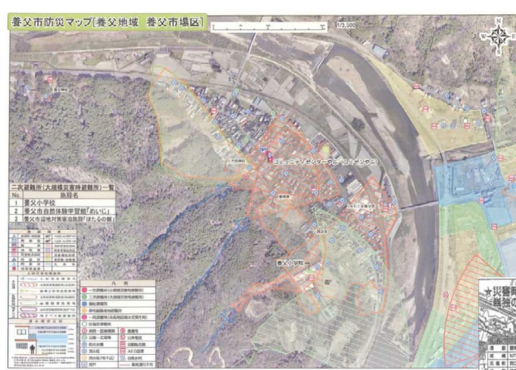


図 3-46 養父市の防災マップの事例



図 3-47 新温泉町浜坂自治区の防災

② 各種防災情報の入手方法の啓発

各種防災情報の入手に関するこれまでの取組について以下に示す。

表 3-28 各種防災情報の入手方法の啓発に関する取組一覧

主体	これまでの取組
住民	県及び市町が提供する被害・避難に関する情報の把握
県	「ひょうご防災ネット」を提供
豊岡市	ひょうご防災ネットへの登録啓発
養父市	子育て世代の防災ガイドによる啓発
朝来市	防災ガイド（パンフレット）による啓発
香美町	防災ハンドブックの配布による啓発
新温泉町	新温泉町情報化計画による啓発

4) 共助の取組の推進

共助の取組に関するこれまでの取組を以下に示す。

表 3-29 共助の取組に関する取組一覧

主 体	これまでの取組
国・県・豊岡市	・モデル施設「特別養護老人ホームここのか」での要配慮者利用施設の避難確保計画の作成
県	・市町における避難所の管理・運営を支援するため「避難所管理運営指針」や「避難所等におけるトイレ対策の手引き」を作成
	・市町における災害時要援護者支援の取組を促進するため「災害時要援護者支援指針」を策定
	・要配慮者利用施設に河川情報等に関する理解を深めてもらうための説明会を開催
豊岡市	・避難行動要援護者の個別支援計画作成を促進するため、避難支援者のボランティア保険料を負担

表 3-30 計画区域内の各市町における65 歳以上の人口割合

市 町 名	全人口（人）	65 歳以上	
		人口（人）	割 合
豊 岡 市	77,489	26,522	34.2%
養 父 市	22,129	8,750	39.5%
朝 来 市	28,989	10,351	35.7%
香 美 町	16,064	6,530	40.6%
新温泉町	13,318	5,464	41.0%

出典：2020（令和2）年国勢調査確定値

5) 建物等の耐水化

建物の耐水化に関するこれまでの取組を以下に示す。

表 3-31 建物等の耐水化の取組一覧

主体	これまでの取組
豊岡市	豊岡市役所（敷地の嵩上げ、自家発電機の上階設置）
香美町	公立香住病院（敷地の嵩上げ）
	香住第一中学校【避難所に指定】（敷地の嵩上げ）

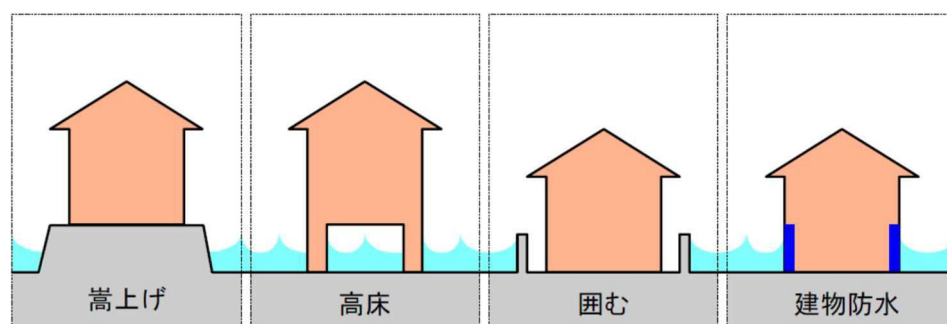


図 3-48 建物の耐水化のイメージ（国土交通省ホームページより）



図 3-49 豊岡市役所の耐水化事例



図 3-50 公立香住病院の耐水化

(4) 浸水による被害からの早期の生活の再建

1) 共済制度の加入促進

フェニックス共済の加入状況を以下に示す。

表 3-32 フェニックス共済加入状況（2024（令和6）年10 月末時点）

区分	住宅再建共済制度		家財再建共済制度	
	加入戸数（戸）	加入率	加入戸数（戸）	加入率
豊岡市	3,869	15.2%	1,519	5.5%
養父市	1,233	15.5 %	427	4.8 %
朝来市	1,282	12.3 %	450	4.1%
香美町	916	14.4%	275	4.3%
新温泉町	731	14.2%	226	4.3 %
但馬地域	8,031	14.5 %	2,897	4.9%
兵庫県全県	167,070	9.4%	58,353	2.9%

自然災害から「住まい」「家財」を守る
兵庫県住宅再建共済制度

フェニックス共済

フェニックス共済では、これまで半壊以上を給付対象としてきましたが、新たに一部損壊（損害割合10%以上20%未満）を給付対象とする制度（一部損壊特約）が平成26年8月1日からスタートしました。災害への大切な備えとしてぜひ加入の検討をお願いします。

小さな負担で大きな支援

県内に住宅をお持ちの方の
住宅再建共済制度

年額**5,000円**で
最大600万円の給付

※年額5,000円を10回に分けて年額500円ずつの給付となります。

県内にお住まいの方の
家財再建共済制度

年額**1,500円**で
最大50万円の給付

※年額1,500円を10回に分けて年額150円ずつの給付となります。

さらにワンコインで
追加加入できます！**プラス** 住宅再建共済制度に上乗せ加入でもっと安心！！
※一部損壊特約のみに加入いただくことは出来ません。

住宅再建共済制度（一部損壊特約）

この度、フェニックス共済では住宅が自然災害により半壊に至らない被害を受けた場合についても、共済給付金を給付することが出来るよう制度を拡充いたしました。

従来の住宅再建共済制度では給付対象外となっていた一部損壊（損害割合10%以上20%未満）について、年額500円の負担金で、補修時等に25万円を給付する制度が平成26年8月1日からスタートしました。

※平成26年8月1日スタート

安心を 共に育む フェニックス共済

フェニックス共済は兵庫県が条例に基づいて実施する
「安全」・「安心」の制度です。

フェニックス共済の大きな特色だよ！

- 1 地震、津波、風水害、豪雪、竜巻などあらゆる自然災害が対象です。
- 2 地震保険や他の共済に加入していても加入でき、給付が受けられます。
- 3 住宅の築年数や規模等と関係なく、定額負担で定額給付です。

フェニックス共済の概要

住宅再建共済制度			家財再建共済制度		
加入者	加入金	対象	加入者	加入金	対象
県内に住宅をお持ちの方	年額5,000円	県内に存在する住宅	県内にお住まいの方	年額1,500円	県内に存在する住宅にある家財
対象被害	地震、台風、水害等あらゆる自然災害	対象被害	地震、台風、水害等あらゆる自然災害		
共済期間	毎年4月1日から1年間	共済期間	毎年4月1日から1年間		
給付金	給付対象	給付金	給付対象	給付金	
	半壊以上で建築・購入	600万円		全壊で購入・補修	50万円
	全壊で補修	200万円		大規模半壊で購入・補修	35万円
	大規模半壊で補修	100万円		半壊で購入・補修	25万円
	半壊で補修	50万円		半壊以上で購入・補修	15万円
	半壊以上で建築・購入・補修などとする。賃貸住宅に購入した場合は10万円（住宅再建共済制度に追加）				

一部損壊特約

加入者	加入金	対象	共済期間	給付金
住宅再建共済制度加入者のうち希望される方	年額500円（住宅再建共済制度加入者に追加）	地震、台風、水害等あらゆる自然災害	毎年4月1日から1年間	給付対象
				一部損壊（損害割合10%以上20%未満）で建築・購入・補修した場合
				一部損壊（損害割合10%以上20%未満）で建築・購入・補修などとする。賃貸住宅に購入した場合は10万円（住宅再建共済制度に追加）

※平成26年8月1日スタート

※一部損壊特約は損害割合10%以上20%未満の被害にのみ適用となります。

※一部損壊特約は、従来の住宅再建共済制度の給付対象となります。

住宅再建共済と家財再建共済の同時加入や、複数年一括支払い（3年・10年）により割引があります。詳しくは下記までお問い合わせいただくか基金HPをご覧ください。

但馬県民総務企画室企画課
☎0796-26-3616（平日9:00～17:00）

（公財）兵庫県住宅再建共済基金
☎078-362-9400（平日9:00～17:00）

フェニックス共済 | 加入 |

図 3-51 フェニックス共済のパンフレット

2) 応援体制の確立

民間業者との協定締結に関するこれまでの取組を以下に示す。

表 3-33 他市町及び民間事業者との協定締結に関する取組一覧

主体	協定締結の取組
豊岡市	国・県・他市町と22（131団体）の相互応援協定を締結（各種応急対策業務や物資提供の他、福祉避難所開設等）
	民間事業者と46（96団体）の相互応援協定を締結
養父市	国・県・他市町と11の相互応援協定を締結
	民間事業者と44の相互応援協定を締結
朝来市	民間事業者等（民間事業者、団体、地方公共団体等）と36の災害時応援協定等を締結
香美町	国・県・他市町と15の相互応援協定を締結
	民間事業者等と37の災害時相互応援協定を締結
新温泉町	民間事業者等（民間事業者、国・県・他市町）と37の相互応援協定を締結